

2020 年度税制改正要望書

2019 年 7 月 19 日

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

2019年7月19日

2020年度税制改正要望書

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会

奥山泰全



2020年度税制に関し、次の各事項の改正を要望いたします。

1. 支払調書関係

今国会において成立した金商法改正により、暗号資産（仮想通貨）又は暗号資産（仮想通貨）指数を用いたデリバティブ取引が金融商品デリバティブ取引に組み込まれたことから、改正法施行後には、暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引を取り扱う業者（金商業者）は、税務当局への支払調書の提出義務を負うこととなりましたが、既に同取引を取り扱う業者において、現時点では、速やかに調書を提出するための準備はできていません。

特に、支払調書に記載することとなる個人番号の取得については、難航が予想され、現に、証券会社など先行して取り組む金融機関等においても、未だ完了しておらず、先般、取得期限の延長措置が講ぜられました。

現在、暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引を取扱う当協会の会員業者の中には、既に100万人程度の顧客を有する者もおりますので、既存の取扱い業者が、金融機関等と同じように、個人番号の取得を完了するには相当の期間を要するものと考えられます。

このため、改正法施行後、暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引に対する支払調書の提出にあたり、個人番号の取得については、改正法施行後、3年程度の猶予期間をいただきたく、お願いします。

2. 申告分離課税等関係

2-1 デリバティブ取引

改正金商法により、暗号資産（仮想通貨）関連デリバティブ取引は、金融商品取引法上のデリバティブ取引に組み込まれたことから、課税制度についても、他の金商法上のデリバティブ取引と同等に取り扱うことが適当であり、納税者たる国民の側から、このような取扱いについて、異論を挟むことは稀有であると思料します。

同じ金商法で規制されている株式等の取引や外国為替証拠金取引（FX取引）はいわ

ゆる「金融・証券税制」により、税率は20%（所得税15%、住民税5%）とする「申告分離課税」とされており、一定の場合には確定申告も不要となっています。また、他のデリバティブ取引との損益通算及び3年間の譲渡損失繰越控除が認められています。

これらが租税特別措置法で定められた特例的な制度であることは承知しておりますが、同じように金商法で規制されている有価証券デリバティブ取引や通貨デリバティブ取引が20%の税率で申告分離課税等の特例を受けているのに対し、暗号資産（仮想通貨）のデリバティブ取引のみが申告分離課税制度の適用を受けられず、総合課税の対象となり、最高税率55%（所得税45%、住民税10%）となるのであれば、税の公平・中立・簡素の原則の特に「中立」を損ねるものと考えます。

現在、我が国で提供されている暗号資産（仮想通貨）関連デリバティブ取引は、ほぼ全て、外国為替証拠金取引（FX取引）に類似した形態の取引となっていることから、仮想通貨交換業者は、金商法改正に先立って、金融庁の指導を受けつつ自主規制を講じ、証拠金倍率を引き下げるなど、取引の適正化に向けた努力を続けています。

こうした自助努力についてもご考慮いただき、税制については、今回の金商法改正を契機に、他の金融商品デリバティブ取引と同様に、申告分離課税とした上で、譲渡損失の損益通算や繰越控除を認めていただくよう、強く要望いたします。

2-2 現物取引

仮想通貨については、今般の資金決済法の改正により、暗号資産と呼称が変更されるとともに、金商法の改正によって金融商品の1つとして認められました（同法第2条第24項）。また、改正金商法では、新たに第6章の3が設けられ、現物の暗号資産（仮想通貨）の売買等についても、上場株式等と同様に、不正行為や相場操縦等の不公正な行為が禁止されることとなりました。

加えて、暗号資産（仮想通貨）の現物取引における交換業者の行為規制についても、改正資金決済法により強化されましたが、これらの法改正に先立ち、当協会においては、金融庁と連携しつつ金商法に準じた自主規制規則を策定・施行し、実地検査を含むモニタリングを通じて交換業者の適正な業務運営に向けた取り組みを続けています。

このような制度上の進展に加え、暗号資産及びブロックチェーンという新しい技術を活用した経済インフラの健全な育成を図る観点からすると、暗号資産の現物取引とデリバティブ取引の課税上の取扱いについては、本来、現物取引をデリバティブ取引よりも優遇することが適切と考えられます。

また、暗号資産の現物取引よりもデリバティブ取引を優遇した場合、デリバティブ取引の取引量が増加し、現物取引の取引量が減少することから、投機色を強めることとなり、暗号資産（仮想通貨）を活用したインフラの健全な育成を阻害することも懸念されます。

以上から、暗号資産の現物取引についても、デリバティブ取引と同様に、申告分離課

税制度の対象とした上で、譲渡損失の損益通算や繰越控除を認めていただくよう、強く要望いたします。

3. 簡易課税制度の導入

個人が所有する外国通貨について、決済に利用された場合には、外国通貨の取得価額と決済額との差額を雑所得と認識し、申告納税する仕組みとなっておりますが、仄聞する限りでは、大多数の国民は外国通貨の決済利用によって、課税関係が生じることとなることを認識することなく、又は認識したとしても煩雑さを理由に申告することは稀であり、事実上、制度が形骸化しているものと推察いたします。

交換業者としては、顧客への納税義務の案内を徹底いたしますが、暗号資産（仮想通貨）の決済利用における利用者の納税申告についても、外国通貨と同様に、実効性が伴わないこととなり兼ねず、暗号資産（仮想通貨）による決済利用が促進されるほどに、税負担の公平性が損なわれることとなります。

このような状況が生ずることを防ぐためには、少額の決済利用における所得については課税対象から外し（少額非課税制度）、多額の決済利用についての徴税を徹底することができる仕組みを新たに設けることも検討する必要があると思料します。

あるいは、例えば、暗号資産（仮想通貨）の流通のハブとなる交換業者から引き出されるときには、その時価の一定割合を利益と見なし、一定率をもって、交換業者を介して源泉徴収し、当該個人において、引き出し後の決済利用によって生ずる利益については、課税対象としないこととするなど、新たな課税方法を取り入れることが必要であると思料します。

4. 暗号資産（仮想通貨）等の発行時に課せられる発行者への課税関係

一昨年度に仮想通貨に関する企業会計基準が企業会計基準委員会から示され、暗号資産（仮想通貨）の発行による調達資金については、大概、資本調達を目的とする場合には資本取引、その他の場合には売上（収益）として認識することが示され、課税についても、会計上の認識に合わせて行われています。

改正金商法により、いわゆる仮想通貨は、その所有者が、発行者に対して配当権や償還権などを有する場合（以下「STO」という。）には電子記録移転権利として金商法に規定され、その他の場合（以下「ICO」という。）は資金決済法において暗号資産として規定されることとなりました。

STOは、その性質上、会計上は資本取引に属するものと解釈され、その発行による調達額は課税対象所得とはなりません。

一方、ICOにおける暗号資産の発行においては、会計処理に当たっては保守的に、資本取引ではなく、販売による収入を得たものと見做され、税制においても、課税所得として扱われることとなっている場合があると仄聞しております。

ICOにより調達された資金は、進行中の仮想通貨プロジェクトの開発に費やされることが太宗であり、発行者は発行時点で暗号資産の保有者に対して具体的な義務を負わないことが多いことなどを鑑みるに、本質的には資本取引と見なすべきであると思料いたしますところ、開発が成功し、付加価値が生まれる前に、開発資金の一部を課税徴収することは、租税制度として適当ではないと思います。

この点については、暗号資産（仮想通貨）の会計慣行が十分には整っていないことに起因するものであるとの認識もございますので、今後、ICOにより調達された資金を資本取引として認知する枠組みが整った暁には、課税上の取扱いについても、速やかに資本取引として認知いただくようお願いします。

5. 暗号資産（仮想通貨）投資におけるエンジェル税制

現在、暗号資産（仮想通貨）を用いた地域振興プロジェクトやスタートアップのベンチャー企業、クリエイターを支援するプロジェクトが散見されます。

こうした振興を目指すプロジェクトは、未公開会社への育成投資などと同じように、新しい時代の産業等を育成する効用が期待されるところであり、暗号資産（仮想通貨）による資金調達は、株式を用いる場合に比べて発行費用、権利の移転管理などの面で優位性があるとも言われ、また、広く参加者を募るための少額化や多数の参加者の管理が容易であるという特徴があります。

未公開株式への投資については、各種エンジェル税制が設けられていることを鑑みて、新規性の高いプロジェクトを支える暗号資産（仮想通貨）への投資については、株式と同様にエンジェル税制を設けていただくことを要望します。

以上